総合通信	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術及び理論		○			○			○			○			○	
	端末設備の接続に関する法規			○			○			○			○			○

［注１　略］

２　第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

３　第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

４　第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

５　第一級アナログ通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）附則第２条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合及び第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされるデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

D第二種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○			○			○				
	端末設備の接続のための技術及び理論														○			○						
D種	端末設備の接続に関する法規								○							○			○					
D第三種	電気通信技術の基礎						○										○							
	端末設備の接続のための技術及び理論																	○						
D種	端末設備の接続に関する法規								○										○					
ADI総・合D種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○			○			○				
	端末設備の接続のための技術及び理論		○			○			○			○			○			○			○			
	端末設備の接続に関する法規			○			○			○			○			○			○			○		

［注１　同左］

２　ＡＩ第一種及びＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、ＡＩ・ＤＤ総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、ＡＩ第一種及びＤＤ第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、ＡＩ・ＤＤ総合種の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

３　ＡＩ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定によりＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及びＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定によりＡＩ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれＡＩ・ＤＤ総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

４　ＡＩ第一種の資格者証の交付を受けている者がＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及びＤＤ第一種の資格者証の交付を受けている者がＡＩ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれＡＩ・ＤＤ総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

５　アナログ第一種又はＡＩ第一種の資格者証の交付を受けている者がＤＤ第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合及びデジタル第一種又はＤＤ第一種の資格者証の交付を受けている者がＡＩ第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれＡＩ・ＤＤ総合種の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。